函館事務所　北海道函館市若松町14番10号
釧路事務所　北海道釧路市大町一丁目１番１号
青森事務所　青森県青森市中央一丁目22番８号
富山事務所　富山県富山市新桜町６番24号
松江事務所　島根県松江市殿町111番地
岡山事務所　岡山県岡山市中山下一丁目８番45号
松山事務所　愛媛県松山市三番町七丁目１番21号
大分事務所　大分県大分市府内町三丁目４番20号

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日
中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	大垣市浅草一丁目二〇二番から同市浅草一丁目二一六番まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十六日

○中部地方整備局告示第百一号

次のように高速自動車国道の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日
中部地方整備局長　八鍬　隆

道路の区域	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
近畿自動車道尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町から同郡紀伊長島区三浦字中田浦五狐ヶ谷六〇番一まで	後前	一一・〇〇メートル　一四八・〇メートル 九〇・〇メートル　〇・〇メートル	〇・〇キロメートル 七七・九メートル

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日
中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
近畿自動車道　三重県北牟婁郡紀北町から同県北牟婁郡紀北区三浦字岳戸六〇九番一まで	勢国道事務所	中部地方整備局及び同局紀

供用開始の期日　平成二十七年六月二十八日十五時

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日
四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号及び四百九十四号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
内東温市字湯之内字上永野甲二一六八番一から同市則之原甲二七九四番まで	後前	九・六メートル　八・六メートル	一一キロメートル　九九九メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

官庁報告

国家試験

平成27年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成27年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月26日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

1　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験期日等　平成27年10月18日（日）
時間割等については、受験者に対して別途通知する。

4　受験地
東京　ＦＯＲＵＭ８（フォーラムエイト）〔東京都渋谷区道玄坂２－10－７　新大宗ビル〕
大阪　大阪経済大学　〔大阪府大阪市東淀川区大隅２－２－８〕

5　受験手続　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
一　受験願書
二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）
三　出願前３か月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5cm×横3.5cmの大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）
四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

6　受験願書の交付
一　平成27年度研修修了者　日本弁理士会を通じて交付する。
二　既に研修を修了している者
・直接受験願書の交付を受ける場合
日本弁理士会を通じて平成27年８月24日（月）から平成27年９月16日（水）までの期間交付する。（ただし、休日・祝日は除く。）
・郵送による受験願書の請求
平成27年８月24日（月）から平成27年９月９日（水）（必着）までの期間に返信用の封筒（長形３号（120㎜×235㎜）に、受験願書の送付先を明記し、92円分の郵便切手を貼付したもの）を同封し、次の宛先へ請求すること。
〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３
特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二係

7　受験願書等の受付
一　受付の期間　平成27年９月４日（金）から平成27年９月16日（水）まで（消印有効）
二　郵送による受験願書等の提出
封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。特許庁又は日本弁理士会に直接持参されたものは受付しない。
〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３
特許庁内　工業所有権審議会会長

8　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇〇―八二四二　東京都千代田区霞が関三丁目二番一号　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　月ヶ瀬　二六四円（本体二五一〇円）　（送料別）
郵便物認可　平成二十五年三月十一日　第三種郵便物
第明治三十二号